

事務連絡
令和5年3月1日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和5年4月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和4年3月4日保医発0304第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 80 点
- ロ 小白歯・前歯 50 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

- イ 単純なもの 11点
- ロ 複雑なもの 29点

(2) グラスアイオノマー系

- イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 22点
- ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

- イ 単純なもの 4点
- ロ 複雑なもの 11点

(2) グラスアイオノマー系

- イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
- ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) インレー

- 複雑なもの 1,057点

(2) 4分の3冠 1,321点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 大白歯

- イ インレー
 - a 単純なもの 408点
 - b 複雑なもの 754点
- ロ 5分の4冠 948点
- ハ 全部金属冠 1,194点

(2) 小白歯・前歯

- イ インレー
 - a 単純なもの 277点
 - b 複雑なもの 552点
- ロ 4分の3冠 682点
- ハ 5分の4冠 682点
- ニ 全部金属冠 855点

3 銀合金

(1) 大白歯

- イ インレー

a 単純なもの	23 点
b 複雑なもの	40 点
ロ 5分の4冠	51 点
ハ 全部金属冠	63 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	14 点
b 複雑なもの	30 点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	36 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	36 点
ニ 全部金属冠	46 点
M010-2 チタン冠(1歯につき)	66 点
M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	682 点
(2) 小臼歯	682 点
(3) 大臼歯	948 点
2 銀合金	
(1) 前歯	36 点
(2) 小臼歯	36 点
(3) 大臼歯	51 点
M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ 大臼歯	408 点
ロ 小臼歯・前歯	277 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	23 点
ロ 小臼歯・前歯	14 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	8 点
ロ 自動練和型	9 点
M011 レジン前装金属冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	1,064 点
2 銀合金を用いた場合	102 点
M011-2 レジン前装チタン冠(1歯につき)	66 点
M015 非金属歯冠修復(1歯につき)	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(2) 複雑なもの	40 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠 (1 歯につき)	
1 前歯	
CAD/CAM冠用材料 (IV)	438 点
2 小臼歯	
(1) CAD/CAM冠用材料 (I)	188 点
(2) CAD/CAM冠用材料 (II)	181 点
3 大臼歯	
CAD/CAM冠用材料 (III)	350 点
注 CAD/CAM冠用材料 (III) を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。	
M015-3 CAD/CAMインレー (1 歯につき)	
1 小臼歯	
(1) CAD/CAM冠用材料 (I)	188 点
(2) CAD/CAM冠用材料 (II)	181 点
2 大臼歯	
CAD/CAM冠用材料 (III)	350 点
注 CAD/CAM冠用材料 (III) を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。	
M016 乳歯冠 (1 歯につき)	
1 乳歯金属冠	30 点
2 その他の場合	
乳歯に対してジャケット冠を装着する場合	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 歯につき	2 点
M016-3 既製金属冠 (1 歯につき)	29 点
M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	1,374 点
ロ 小臼歯	1,035 点
(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	51 点
2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	826 点
ロ 小臼歯	1,035 点
ハ 大臼歯	1,374 点
(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	65 点
ロ 小臼歯	65 点
ハ 大臼歯	65 点
M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ (1 装置につき)	1,629 点
M018 有床義歯	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 局部義歯 (1 床につき)	

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯 (1 顎につき)	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯 (1 床につき)	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯 (1 床につき)	37 点
M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,369 点
ロ 犬歯・小白歯	1,114 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	1,114 点
ロ 犬歯・小白歯	855 点
ハ 前歯 (切歯)	659 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,099 点
ロ 犬歯・小白歯	859 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	754 点
ロ 犬歯・小白歯	656 点
ハ 前歯 (切歯)	608 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤 (1 個につき)	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	655 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	506 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	304 点
(2) 犬歯・小白歯	328 点
(3) 大白歯	377 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小白歯	38 点
(3) 大白歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大白歯	754 点
ロ 小白歯・前歯	552 点
(2) 銀合金	
イ 大白歯	40 点
ロ 小白歯・前歯	30 点
(キーパー)	
1 個につき	233 点
M023 バー（1 個につき）	
1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,761 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点
2 屈曲バー	
不銹鋼及び特殊鋼	30 点
M030 有床義歯内面適合法	
軟質材料を用いる場合（1 顎につき）	
1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」
 （令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分の ファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>80 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>50 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,057 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,321 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>408 点</u> b 複雑なもの <u>754 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分の ファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 76 点 ロ 小白歯・前歯 48 点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 1,043 点 (2) 4分の3冠 1,304 点 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 446 点 b 複雑なもの 825 点

ロ	5分の4冠	948点	ロ	5分の4冠	1,038点
ハ	全部金属冠	1,194点	ハ	全部金属冠	1,306点
(2)	小臼歯・前歯		(2)	小臼歯・前歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	277点	a	単純なもの	304点
b	複雑なもの	552点	b	複雑なもの	604点
ロ	4分の3冠	682点	ロ	4分の3冠	746点
ハ	5分の4冠	682点	ハ	5分の4冠	746点
ニ	全部金属冠	855点	ニ	全部金属冠	935点
3	銀合金		3	銀合金	
(1)	大臼歯		(1)	大臼歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	23点	a	単純なもの	22点
b	複雑なもの	40点	b	複雑なもの	38点
ロ	5分の4冠	51点	ロ	5分の4冠	50点
ハ	全部金属冠	63点	ハ	全部金属冠	61点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯		(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	14点	a	単純なもの	14点
b	複雑なもの	30点	b	複雑なもの	28点
ロ	4分の3冠(乳歯を除く。)	36点	ロ	4分の3冠(乳歯を除く。)	35点
ハ	5分の4冠(乳歯を除く。)	36点	ハ	5分の4冠(乳歯を除く。)	35点
ニ	全部金属冠	46点	ニ	全部金属冠	45点
M010-2	(略)		M010-2	(略)	
M010-3	接着冠(1歯につき)		M010-3	接着冠(1歯につき)	
1	金銀パラジウム合金(金12%以上)		1	金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1)	前歯	682点	(1)	前歯	746点
(2)	小臼歯	682点	(2)	小臼歯	746点

(3) 大白歯	<u>948 点</u>	(3) 大白歯	1,038 点
2 銀合金		2 (略)	
(1) 前歯	36 点	(1) 前歯	35 点
(2) 小白歯	<u>36 点</u>	(2) 小白歯	35 点
(3) 大白歯	<u>51 点</u>	(3) 大白歯	50 点
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>408 点</u>	イ 大白歯	446 点
ロ 小白歯・前歯	<u>277 点</u>	ロ 小白歯・前歯	304 点
(2) 銀合金		(2) (略)	
イ 大白歯	<u>23 点</u>	イ 大白歯	22 点
ロ 小白歯・前歯	14 点	ロ 小白歯・前歯	14 点
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,064 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,165 点
2 銀合金を用いた場合	<u>102 点</u>	2 銀合金を用いた場合	98 点
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>1,374 点</u>	イ 大白歯	1,504 点
ロ 小白歯	<u>1,035 点</u>	ロ 小白歯	1,133 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大白歯・小白歯	<u>51 点</u>	大白歯・小白歯	49 点
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	826 点	イ 前歯	904 点
ロ 小白歯	<u>1,035 点</u>	ロ 小白歯	1,133 点
ハ 大白歯	<u>1,374 点</u>	ハ 大白歯	1,504 点

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	65点	イ 前歯	62点
ロ 小臼歯	65点	ロ 小臼歯	62点
ハ 大白歯	65点	ハ 大白歯	62点
M017-2~M019 (略)		M017-2~M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1個につき)		M020 鑄造鉤 (1個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,369点	イ 大・小臼歯	1,352点
ロ 犬歯・小臼歯	1,114点	ロ 犬歯・小臼歯	1,100点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	1,114点	イ 大白歯	1,100点
ロ 犬歯・小臼歯	855点	ロ 犬歯・小臼歯	844点
ハ 前歯 (切歯)	659点	ハ 前歯 (切歯)	650点
2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,099点	イ 大・小臼歯	1,202点
ロ 犬歯・小臼歯	859点	ロ 犬歯・小臼歯	940点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	754点	イ 大白歯	825点
ロ 犬歯・小臼歯	656点	ロ 犬歯・小臼歯	718点
ハ 前歯 (切歯)	608点	ハ 前歯 (切歯)	666点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	655点	(1) 双子鉤	647点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	506点	(2) 二腕鉤 (レストつき)	500点
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	

<p>1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>304 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小白歯 <u>328 点</u></p> <p>(3) 大白歯 <u>377 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板</p> <p>(根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。)</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大白歯 <u>754 点</u></p> <p>ロ 小白歯・前歯 <u>552 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大白歯 <u>40 点</u></p> <p>ロ 小白歯・前歯 <u>30 点</u></p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鑄造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,761 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 333 点</p> <p>(2) 犬歯・小白歯 359 点</p> <p>(3) 大白歯 413 点</p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板</p> <p>(根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。)</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大白歯 825 点</p> <p>ロ 小白歯・前歯 604 点</p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大白歯 38 点</p> <p>ロ 小白歯・前歯 28 点</p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鑄造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） 1,927 点</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
---	---